

【令和 6 年 4 月 1 日改訂】

指定特定福祉用具販売事業重要事項説明書

1. 事業所の概要

事業所名	医療法人社団 曾山医院
介護保険事業所番号	2 8 1 1 6 0 0 9 3 7
サービス種類	指定特定福祉用具販売
管理者 連絡先	管理者 藤島 敦子 連絡先 0 7 9 9 - 6 2 - 5 5 6 6
サービス提供地域	淡路市・洲本市

2. 事業所の職員体制

職種	従事するサービス種類、業務	人員
管理者	藤島 敦子	1 名
事務担当職員	曾山 千賀子	1 名
サービス提供者 准看護師 准看護師	大畠 とき子 丸橋 節子	2 名

3. 営業時間

午前 8 時から午後 6 時まで 但し木 土曜日は午前 8 時から 12 時まで
日曜祝日、12 月 29 日～1 月 3 日までは休み

4. サービス利用料及び利用者負担のお支払方法

販売料金及び利用者負担

販売費用の額は当院取扱いパンフレットに定める料金とする

交通費

通常サービス提供地域以外の地域についてのみ実費相当の交通費が必要となります。

利用料金及び自己負担のお支払方法

納品時に現金にてお支払いいただきます。

5. キャンセル

居宅サービス計画が作成された後に購入を中止される場合には、前日までにすみやかに
連絡ください。

電話番号 0 7 9 9 - 6 2 - 5 5 6 6

FAX 番号 0 7 9 9 - 6 2 - 5 5 7 7

担当者 曾山 千賀子

キャンセル料はいただきません。

6. 当事業所の方針

- ① 介護保険法及び関連する法律を遵守し、施行規則の運営基準にのっとり事業運営を行います。
- ② 要介護者の自立支援や、介護者の介護負担の軽減に資する福祉用具を利用者の立場にたって選定、提供します。
- ③ 自らの努力でサービスの向上を目指し、常にその評価を行うと共に、評価に基づく改善を図るよう努力します。
- ④ 常に清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具を販売します。
- ⑤ 利用者からの苦情に適切に対応できるよう努めます。

7. 業務継続計画の策定等について

- (1) 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。研修及び訓練は年2回以上実施、研修に関しては採用時にも実施）
- (3) 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

8. 衛生管理等について

- (1) 事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業者は、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業者は、当該事業所において感染症及び食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。
 - ① 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
 - ② 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
 - ③ 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。（研修・訓練は年2回以上実施、研修に関しては採用時にも実施）
- (4) 必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

9. 身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為について

- (1) 事業者は、指定居宅介護支援等の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行いません。
- (2) 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- (3) 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、切迫性・非代替性・一時性に留意して、必要最低限の範囲内で行うとともに、身体的拘束等の廃止に向けての取り組みを積極的に行います。
- (4) 事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。
 - ①身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を1月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
 - ②身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。
 - ③従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的 to 実施します。（採用時及び年2回以上）

10. 虐待の防止について

事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。）を1月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 高齢者虐待防止のための指針の整備をします。
- (3) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
（採用時及び年2回以上）
- (4) 上記（1）～（3）までに掲げる措置を適切に実施するための担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者 曾山 信彦
-------------	-----------

- (5) サービス提供中に、当該事業所の従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市区町村等に通報します。

11. 相談窓口

当事業所が提供するサービスについてご相談や苦情がございましたら、つぎの窓口まで遠慮なくお申し出ください。

医療法人社団曾山医院 相談・苦情窓口	兵庫県淡路市志筑 1391-9 電話番号 0799 - 62 - 5566 FAX 番号 0799 - 62 - 5577 受付時間 午前 9 時 00 分～午後 6 時 00 分(木・土は 12 時まで) 担当者 藤島 敦子
兵庫県国民健康保険 団体連合会 介護サービス苦情相談 窓口	兵庫県神戸市中央区三宮町 1 丁目 9-1-1801 号 電話番号 078 - 332 - 5617 FAX 番号 078 - 332 - 5650 受付時間 午前 9 時 00 分～午後 5 時 15 分 月～金(祝日は除く)
淡路市役所 長寿介護課 介護保険係	所在地 兵庫県淡路市生穂新島 8 電話番号 0799－64－2511 (直通) 受付時間 8 : 30～17 : 15 月～金 (祝日は除く)
洲本市役所 健康福祉部 介護福祉課	所在地 兵庫県洲本市本町三丁目 4 番 10 号 電話番号 0799－22－9333 (直通) 受付時間 8 : 30～17 : 15 月～金 (祝日は除く)

12. 当事業所の概要

名称	医療法人社団 曾山医院
代表者	曾山 信彦
所在地	兵庫県淡路市志筑 1 3 9 1 - 9

管理者	福祉用具専門相談員	その他	計
1 名	2 名	1 名	4 名

業務内容

指定特定福祉用具販売

営業地域

淡路市・洲本市

なお、福祉用具の保管・配送は㈱たんぽぽに委託

13. 商品の納品

配送日（搬入日）については、利用者またはその家族の都合に合わせて相談の上調整するものとします。

説明確認欄

令和 年 月 日

サービス契約の締結に当たり、上記により重要事項を説明しました。

事業者	所在地	兵庫県淡路市志筑 1391-9
事業者名	医療法人社団 曾山医院	
説明者	藤島 敦子	㊞

サービス契約の締結に当たり、上記により重要事項の説明を受けました。

利用者	住 所	
	氏 名	㊞

代理人または立会人	(続柄 :)	
	住 所	
	氏 名	㊞